

◎新潟県告示第688号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成30年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
鵜飼 智子	小児科	新潟県立十日町病院	十日町市高田町三丁目南 32-9	H30. 3. 31
齋藤 稔史	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高田町三丁目南 32-9	H30. 3. 31
廣井 威	産婦人科	上越総合病院	上越市大道福田616	H30. 5. 2